

埼玉だより 第110号

平成31年1月

退職後の健康保険について

74歳までの協会けんぽ加入者が退職後に加入する公的保険には3つの選択肢があります。

ご退職された加入者様には、保険料などの条件を比較したうえで、ご希望の医療保険にご加入していただくようご案内ください。(条件面で任意継続が有利とは限りませんので、ご注意ください。)

| 加入先 | ①国民健康保険 | ②協会けんぽの任意継続保険 | ③ご家族の健康保険(被扶養者) |
|------|--|---|--|
| 手続き | お住まいの市区町村の国民健康保険担当課に手続き | お住まいの都道府県の協会けんぽ支部に資格取得の申出 | ご家族の勤務先を通じて届出 |
| 加入条件 | お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。 | <ul style="list-style-type: none"> ●退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること。 ●退職日の翌日から20日以内に手続きすること。 | ご家族が加入している健康保険の扶養の認定条件を満たしていること。 ・ご家族の勤務先にお問い合わせください。 |
| 保険料 | お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。 (注:保険料(税)の減免制度に該当する場合があります) | 退職前に控除されていた健康保険料(介護保険料を含む)を約2倍した額 (注:保険料には上限があります) | 原則、被扶養者の保険料負担はありません。 |

●任意継続を選択されたときの手続き

- ①申請書:「健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書」(以下「申出書」)
・「申出書」は協会けんぽホームページの「申請書ダウンロード」から印刷できます。
- ②添付書類:被扶養者となるご家族がいる場合は、必ず収入状況の確認できる公的証明書の添付が必要となります。

| | 在職時より引き続き、被扶養者となる場合 | 新たに被扶養者となる場合 |
|------------------------------|--|--|
| 扶養となる方が 国内在住で同居 している場合 | ・収入を証明する書類(所得証明書等)※1 | <ul style="list-style-type: none"> ・身分関係を証明する書類(戸籍謄本等) ◆住民票にて続柄が確認できる場合は不要 ・収入を証明する書類(所得証明書等)※1 ・同居していることを証明する書類 |
| 扶養となる方が 国内在住で別居 している場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・収入を証明する書類(所得証明書等)※1 ・仕送り額の確認できる書類※2 (預金通帳の写・現金書留の控等) | <ul style="list-style-type: none"> ・身分関係を証明する書類(戸籍謄本等) ・収入を証明する書類(所得証明書等)※1 ・仕送り額の確認できる書類※2 (預金通帳の写・現金書留の控等) |
| 扶養となる方が 海外に在住 している場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者現況申立書 ・収入を証明する書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・身分関係を証明する書類 ・仕送り額の確認できる書類 |

※1 16歳未満の方は、添付不要、※2 学生および16歳未満の方は、添付不要

《ご注意ください》任意継続被保険者 資格取得届には被扶養者の方のマイナンバーの記入が必須です。

- ③手続き:お住まいの協会けんぽ支部に、「申出書」を退職日の翌日から20日以内に必着するようご郵送ください。
・保険証は窓口では発行いたしません。ご自宅へ郵送いたします。

●任意継続の主な注意事項

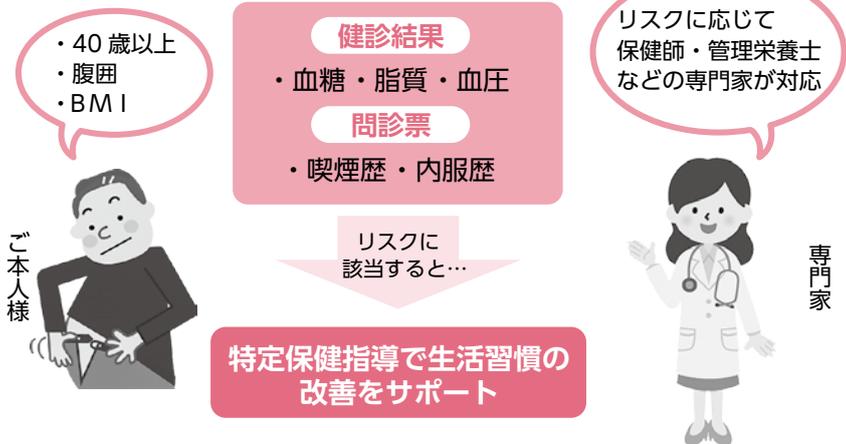
- ☑任意継続の加入期間は2年間です。
(再就職された場合や、後期高齢者医療制度に加入された場合は、任意継続保険を資格喪失しますので、「資格喪失申出書」をご提出いただくこととなります。)
- ☑加入期間中に「国民健康保険に加入する」、「ご家族の健康保険に加入する」という理由で任意継続保険を途中でやめることはできません。
- ☑保険料は加入中、原則変わりません。(保険料率、保険料上限額の変更があった場合などは保険料が変わります。)
- ☑納付期限までに保険料を納付されなかった場合、任意継続被保険者の資格は喪失します。(督促することはありません。)

事業主様へのお願い

任意継続の保険証は、事業主様から日本年金機構(年金事務所)にご提出していただく、「資格喪失届」の事務処理が完了しないと、作成することができません。速やかに「資格喪失届」をご提出していただきますようお願いいたします。

特定保健指導で皆様の健康づくりをサポートしています！

健診を受診した結果、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて、生活習慣病の発症リスクが高い方を対象に、保健師等の専門職が食事・運動などの生活習慣の改善をサポート・アドバイスをさせていただき特定保健指導を実施しております。



※ 平成30年度の特定保健指導外部委託機関は、株式会社ベストライフ・プロモーションです。

被保険者（ご本人）様の特定保健指導

- 健診後、特定保健指導対象の方がいる場合、事業所宛に「特定保健指導」の案内が届きます。
- 特定保健指導は、協会けんぽの保健師・管理栄養士または外部委託機関（※）が無料で実施します。

被扶養者（ご家族）様の特定保健指導

- 健診後、特定保健指導の対象となられた方には、ご自宅等に特定保健指導利用券が届きます。利用券を持参し、保健指導実施機関でお受けください。
- 保健指導実施機関は、協会けんぽのホームページでご確認いただくか、保健グループ（048-658-5915）までお問い合わせ下さい。

ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

ジェネリック医薬品軽減額通知

処方箋に掲載されたお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の負担軽減額が一定以上見込まれる方にお知らせをお送りします。ジェネリック医薬品に切り替えをご希望の場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

発送時期 平成31年2月頃

＜平成29年度の埼玉支部の実績＞

- 減額通知の発送件数 約 240,000 件
- ジェネリック医薬品に切り替えたことにより、約 15 億円の医療費軽減の効果がありません。



特定保健指導の受診率及びジェネリック医薬品の使用割合が保険料率に反映されます

平成30年度より導入された「インセンティブ制度」の5つの評価指標に特定保健指導の受診率及びジェネリック医薬品の使用割合も含まれていますので、事業主様と加入者様の取組みの実績が保険料率に反映されます。

5つの評価指標

- 1 特定健診等の受診率
- 2 特定保健指導の実施率
- 3 特定保健指導対象者の減少率
- 4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率
- 5 ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用割合

2と5に反映されます！

事業主様と加入者様にと取組んでいただきたいこと

- 特定保健指導を利用しましょう
 - 健診の結果、「生活改善が必要」と判断された方は、特定保健指導をご利用ください。
- お薬はジェネリック医薬品に変えましょう
 - 薬局でお薬を受け取る際は、「積極的に「ジェネリック医薬品」をご選択ください。

全国健康保険協会 埼玉支部
協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒330-8686

埼玉県さいたま市大宮区錦町 682-2 大宮情報文化センター（JACK 大宮）16 階



協会けんぽへの
各種申請手続きは
ご郵送でお願いいたします。

代表

保険証・保険給付金・任意継続の申請など

048-658-5919

レセプトグループ

交通事故・医療費通知など

048-658-5914

保健グループ

健診・保健指導・健康経営など

048-658-5915

企画総務グループ

健康保険委員・広報など

048-658-5918